口頭による意見陳述

１　目　的

⑴　口頭意見陳述は、審査申出人による口頭による意見の陳述を聴取することによって、固定資産評価審査委員会委員（以下「委員」という。）の心証を形成する審査手続です。

⑵　固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）　における審理は、原則として書面により行われますが、口頭意見陳述は、審査申出書などの書面では十分にその意を尽くせなかった点について補完するために実施するものです。（地方税法第４３３条第２項）

２　出席者

⑴　審査申出人

⑵　委員３名

⑶　委員会事務局

※評価庁（税務課）の関係者は出席しません。

３　口頭意見陳述の基本的な進め方

⑴　委員の紹介

⑵　口頭意見陳述における注意事項の説明

⑶　口頭意見陳述の開始を宣言

⑷　審査申出人の確認

⑸　審査申出人による意見陳述

⑹　必要に応じ、委員による審査申出人に対する質問

⑺　口頭意見陳述の終了を宣言

４　留意事項

⑴　委員会は、地方税法第４３２条の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格のみについて審査します。審査申出人の陳述が、固定資産課税台帳に登録された価格に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、発言を制限される場合があります。

⑵　口頭意見陳述は、委員が自身の意見や感想を述べる場ではありません。したがって、審査申出人から委員に対して意見や感想を求めることはできません。

⑶　審査申出人の主張等を確認するため、委員から質問させていただく場合がございます。

⑷　口頭意見陳述は、非公開で行います。

⑸　発言時間は事案１件当たり２０分以内としておりますので、発言事項をあらかじめまとめておいてください。

⑹　口頭意見陳述に出席されなかった場合、原則として再度の意見陳述は行いません（ただし、出席しなかったことに特別の事由があり、かつ、委員会がやむを得ないと認めた場合を除きます。）。

⑺　口頭意見陳述に関する調書の作成のため、録音させていただきます。なお、審査申出人による録音については許可しておりません。
⑻　口頭意見陳述中は、携帯電話等の通話機器は電源を切るかマナーモードに設定し、通話等は控えてください。
⑼　委員会の審査の決定は、後日、審査申出人及び市長に対して、文書で通知されます。